

くろまぐろ遊漁の管理について

- I.令和7年度における管理について
- II.令和8年度の管理方法について
- III.キャッチ・アンド・リリース（C&R）について

令和8年1月
水産庁

I. 令和7年度における管理について

1. 採捕状況について

- 4月～翌1月における遊漁の機会について、昨年度は119日間、今年度は167日。また、4月～翌1月までの総採捕数量は51トン（残り11.1トン）（令和8年1月20日時点）。
- 他方、6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したことから、遊漁専門部会の議論を経て9月以降の採捕上限を3トンに変更。9～11月の採捕数量の積み上がりは緩やかな状況。ただし、12月については、月の後半に採捕報告が増加し、月の採捕上限3トンを超過（28日から採捕禁止）。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.7トン	3.9トン	—	—
採捕禁止期間	4/9～4/30	5/14～5/31	6/5～6/30	7/4～7/31	8/4～8/31	—	—	—	12/28～12/31	1/19～1/31	—	—
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、J8海域	J1、J8 海域	J1海域	J1、J2 海域	J1、J3 海域	J1、J3 海域	—	—	—	—	—

(参考) 令和6年度の採捕実績

※ 令和8年1月20日(火) 時点

時期	4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月
採捕上限	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン (3.3トン)
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～6/30	7/7～7/31	8/5～9/30	—	1/9～3/31
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、 J8海域	J7、J8 海域	J1、J8海域	J1海域	J1海域

2. 委員会指示違反への対応について

- 水産庁は、疑義情報等に対し、関係都道府県等と連携して調査等を行い、委員会指示違反の事案に対処。現時点
で計19件の裏付け命令を発出（令和6年度の裏付け命令発出実績は計11件）。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚の採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖 富山県魚津沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・大型魚の保持数制限 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	小型魚の採捕
令和7年7月	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
	石川県小木港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕
令和7年8月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	長崎県壱岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告
令和7年8月	北海道ウトロ港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	北海道網走沖	遊漁船	・採捕報告期限の超過 ・必要書類の未提出
令和7年9月	北海道釧路港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年10月	富山県魚津沖	SUP	小型魚の採捕
	大分県別府湾沖	遊漁船	小型魚の採捕
	青森県竜飛崎沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年11月	北海道勇払沖	PB	採捕報告期限の超過
	静岡県沼津市戸田付近	陸釣り	小型魚の採捕

3. 届出制に関する周知状況について

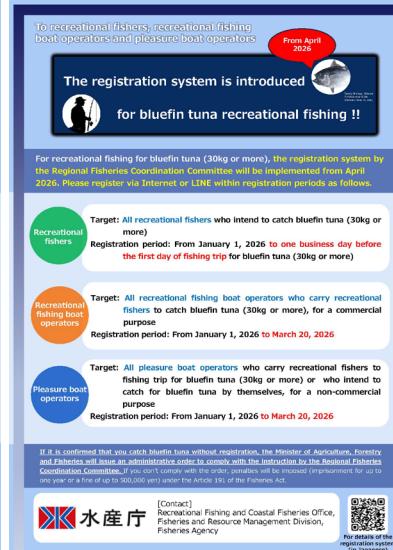
- 令和8年4月1日から導入される届出制について、ポスター及びチラシを作成し、周知活動を実施。

※令和8年1月14日時点

広報媒体	実績
説明会	全国向けに計9回（予定）、遊漁船業者向けに計2回実施。
SNS	農水省X、水産庁Facebook、水産庁Instagramにおいて複数回投稿。
ラジオ（杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより）	令和8年1月4日（日）にTOKYO FMほかで放送。政府広報オンラインにおいてアーカイブ配信中（令和9年3月31日まで）。農水省Xでも当該放送に関する投稿をポスト。
Smartnewsバナー広告	令和7年12月15日（月）～12月28日（日）の期間中掲載。
新聞	水産関係の業界紙において掲載。遊漁関係の業界紙において掲載。
ポスター・チラシの配布	約400か所に、ポスター約2,800枚、チラシ約37,000枚を配布。
イベントへの参加	釣りフェス2026 in Yokohamaにおいてポスターを掲示、チラシを配布。（シンポジウムも参加）



ポスター



チラシ

Ⅱ. 令和8年度の管理方法について

- 現時点において、令和7年度の採捕数量は51トンであり、このまま2月及び3月も3トンの採捕を行った場合、令和7年度の総採捕数量に約5.1トンの余剰が生じる状況。
- 採捕数量の余剰分については、第5回合同会議において、当初の総採捕数量の10%を上限に翌管理年度に0.1トン単位で繰り越すこととしたところ。

- ただし、余剰分については、年間を通じた遊漁の採捕数量管理のための留保として扱うことが適当ではないか。
- その上で、令和8年度の**採捕数量の管理方法**を決定する必要がある。
具体的な案は以下のとおり。

案	採捕数量の管理方法
1	総量を12か月に均等に配分する。
2	総量を12か月に均等に配分する。各月に余剰が生じた場合には、翌々月以降に均等配分する。
3	複数月ごとで期間を定め、各月ごとの上限に加え、各月及び期間ごとに管理する。

※ 大型魚を採捕する実態を踏まえ、事故防止等の啓発もしていく必要がある。

案	採捕数量の管理方法											
1	総量を12か月に均等に配分する。											

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採捕上限	5トン											

<メリット> • 毎月採捕の機会が得られる（採捕実態の把握に資する。）。

<デメリット> • 各月の採捕数量を超過しなかった場合、利用されない数量となってしまう。

案	採捕数量の管理方法											
2	総量を12か月に均等に配分する。各月に余剰が生じた場合には、翌々月以降に均等配分する。											

(例) 4月に2トンの余剰が生じた場合 → 2トンを6月から3月まで均等配分(0.2トンずつ追加)する。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン
採捕実績	3トン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
変更後の採捕上限		5トン	5.2トン									

※ 0.1トンに満たない数量については、切り捨て。

<メリット> • 毎月採捕の機会が得られる（採捕実態の把握に資する。）。

• 利用されない数量の縮減に資する。

<デメリット> • 追加される月と追加されない月が生じる。

案	採捕数量の管理方法											
3	複数月ごとで期間を定め、各月ごとの上限を定めた上で、各月及び期間ごとに管理する。											
期間	第1期			第2期			第3期			第4期		
期間ごとの採捕上限	15トン			15トン			15トン			15トン		
時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月ごとの採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン
管理の考え方の例	4~5月で12トン採捕 → 6月の採捕数量は3トン			7~8月で10トン採捕 → 9月の採捕数量は5トン			10~11月で8トン採捕 → 12月の採捕数量は7トン			1~2月で15トン採捕 → 3月の採捕数量は0トン		

＜メリット＞ • 期間の設定の仕方によっては、海域ごとの管理が可能になる。期間ごとの採捕上限の設定により、各期間ごとの採捕数量が確保される。

＜デメリット＞ • 各期間の前半の採捕状況によっては、各期間の最終月に採捕できない可能性がある。

論点

(1) 採捕数量が「月ごとの採捕上限」に達しておらずかつ、「期間ごとの採捕上限」に達していない場合、余った数量の配分方法はどうするか。

(案1) 各期間の最終月に加算する。 → 月ごとの採捕上限が都度変更されるので、遊漁者が混乱する可能性がある。

(案2) 余った数量の加算は行わない。 → 使われない採捕数量が発生する。

(2) 1人各期間1尾にするなど、バックリミットを変更するか。

→ 現状より多くの遊漁者に採捕の機会を確保できる。

令和7年度に採捕の機会が得られなかった時期への対応

- 昨年6月及び7月は、採捕の積み上がりが想定以上に大きく、月の上限を大幅に超え、9月以降、上限5トンの採捕数量を確保できなかったところ。

➡ **令和7年度に上限5トンの採捕数量を確保できなかった月**については、令和8年度の管理において、採捕数量を上乗せするなど、令和7年度の結果を考慮する必要があるか。

【案1】超過した月は、地域特性として考慮し、超過した分を令和8年度同月から差し引く。
差し引いた分は、採捕上限の数量が確保できなかった月に追加配分する。

(例) 案3(令和8年度は、総採捕数量を60トンとし、3か月ごとの期間を定め、毎月5トン、1期間15トンで管理する)の場合
令和7年度の採捕数量に5.1トンの余剰が生じた場合 → 令和8年度の総採捕数量は65.1トン(上限の合計は60トン、留保5.1トン)。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R7年度の採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	3トン						
R7年度の採捕実績	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.7トン	2.1トン	—	—
超過数量	+1.2	-0.6	+7.6	+7.8	-2.2	—	—	—	—	—	—	—
期間ごとの採捕上限	8.8トン			11.6トン			19.8トン			19.8トン		
R8年度の採捕上限	3.8トン	5トン	0トン	0トン	5トン	* 6.6トン						
R8年度の数量管理方法	※ 4、6、7月で差し引いた採捕数量: 1.2トン(4月) + 5トン(6月) + 5トン(7月) = 11.2トン 上限5トンの採捕数量が確保できなかった月への配分量: 11.2トン ÷ 7か月 = 1.6トン											

【案2】令和7年度の結果を考慮した措置は行わない。

III. キャッチ＆リリース（C&R）について

これまでの合同会議での主な意見

- C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしておらず、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が憤っている。それぞれの地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスペクトし、話し合っていくことが大事。
- C&Rは罰則と取締りとセットにする必要があり、それに加え、漁具規制やリリースするための装備に関する議論が必要。
- C&Rに対しては漁業者は不信感を持っているため、導入するに当たっては漁業者、漁業界と議論を行い、時間をかけて理解を得る必要。
- 採捕禁止後にC&Rをするのではなく、遊漁の採捕数量の中でC&Rをする期間と採捕する期間を運用することはできないか。
- C&Rの定義づけをしっかり議論しておく必要がある。

前回の遊漁専門部会の議論を踏まえ、くろまぐろ遊漁における「キャッチ＆リリース」について詳細な手法等を引き続き検討。